

令和4年1月18日

第110回 神戸市個人情報保護審議会

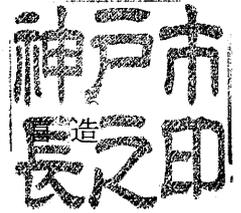
こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に
伴う住民基本台帳データ等の利用項目の
追加・対象者の変更について

(こども家庭局)

神行住第 2026 号
令和 4 年 1 月 13 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 隆造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う
住民基本台帳データ等の利用項目の追加・対象の変更について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

担当：行財政局住民課

こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う
住民基本台帳データ等の利用項目の追加・対象の変更について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

次の①②の児童にかかる下記の情報（下線は今回変更する内容）

- ① 出生時に神戸市に住民票をおいた当該年度4月2日以降生まれの児童
- ② 当該年度4月2日以降に神戸市外からの転入（異動日）により神戸市に住民票をおいた満1歳未満の児童

【こべっこウェルカムプレゼント事業のために提供する情報項目】（二重下線は今回追加する項目）

住民基本台帳情報

- ・ 住記個人番号
- ・ 世帯番号
- ・ 郵便番号
- ・ 住所（漢字・コード）
- ・ 世帯主氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 世帯主通称名（漢字・カナ）
- ・ 氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・ 通称名（漢字・カナ）
- ・ 世帯主宛名（漢字・アルファベット）
- ・ 生年月日
- ・ 世帯主生年月日
- ・ 続柄
- ・ 転出予定年月日
- ・ 住民でなくなった日
- ・ 当該世帯の満19歳未満の児童（平成13年4月2日以降生まれ）の数
- ・ 本来の住民日

DV被害の支援者に関する情報

- ・ DV該当フラグ
- ・ DV該当年月日
- ・ DV解除年月日

**こべっこウェルカムプレゼント事業の実施に伴う
住民基本台帳データ等の利用項目の追加・対象の変更について**

1. 趣旨

人口減少対策「リノベーション・神戸」の第1弾として、神戸に生まれてきた子どもを新たな市民として歓迎し、健やかな成長を願うとともに、子どもが生まれたご家族を祝福するため、神戸の魅力が詰まったカタログギフトを贈呈する。

また、カタログギフトの閲覧・申し込みは、本市の子育て応援ウェブサイト「ママフレ」から申し込んでいただくことで、サイトに掲載している様々な本市の子育て支援サービスや神戸で子育てする魅力を知っていただく機会とする。

上記の対象者を特定するため、当該年度4月2日以降に出生した児童の情報について住民課及び家庭支援課から提供を受けることとし、令和元年11月26日第95回個人情報保護審議会に諮問したところであるが、事業運営にあたり、追加で情報の提供を受ける必要が生じた。

2. 概要

①令和元年度～令和3年度対象者までの運用

以下のとおり、子どもが生まれた世帯にカタログギフトを贈呈している。

【対象者】 当該年度4月2日から翌年度4月1日までに出生した児童

(当該年度4月2日以降に神戸市外で出生し、翌年度4月1日までに神戸市内に転入した者を含む)

【内 容】 第1子: 1万円相当、第2子: 1.5万円相当、第3子以降: 3万円相当

上記対象者を特定するため、住民課及び家庭支援課から児童の情報の提供を受けているところであるが、事業運営の中で、当該年度4月2日以降に出生した児童の情報から、以下の者(事業対象外の者)を判別し、除外するために、追加で情報の提供を受ける必要があることが判明した。

【事業対象者外として判別すべき者】

神戸市外で出生し、翌年度4月2日以降に神戸市内に転入した者

【必要な情報】

「本来の住民日」

②令和4年度対象者以降の運用

現在の運用では、子が生まれるタイミングによって、対象となるための転入期日までの期間に差があり不平等が生じている。この状況を改善するために、令和4年度より対象者を以下の通り変更する。

【対象者】 当該年度4月2日から翌年度4月1日までに出生した児童及び当該年度4月2日以降に神戸市外からの転入により神戸市に住民票をおいた満1歳未満の児童

これに伴い、情報の提供を受ける対象についても、上記のとおり変更する。

なお、満1歳未満で転入した児童を正確に判別するため、上記①「本来の住民日」については、運用変更後も必要となる。

(1) 事務の流れ（丸番号は別紙1と対応）

- a. 上記のカタログギフトを贈呈する対象者を特定するため、こども未来課は当該年度4月2日以降に出生した児童、(令和4年度以降対象者については加えて満1歳未満で転入した児童)の情報について住民課及び家庭支援課から提供を受け、それを基に抽出した対象者リストを委託事業者提供(①～③)
- b. 市からデータの提供を受けた受託事業者より対象者宅に、個人ごとに異なるID等を記載した案内を準備し、送付する(④～⑤)。
- c. 対象者の保護者は、案内に記載されていた対象者の出生順位が正しかった場合はママフレを通じて商品を申し込む(⑥)。
- d. 案内に記載されていた対象者の出生順位が誤っていた場合、健康保険証の写し等の拳証書類を神戸市に送付し、対象者の出生順位に応じた案内の送付を申し込む(⑦)。
- e. 神戸市は審査の上、受託事業者を通じて対象者宅へ案内を送付する(⑧～⑨)。
- f. 対象者の保護者はママフレサイトを通じて専用WEBサイトより商品を申し込む(⑩)。
- g. 受託事業者は対象者へ商品の発送を行い、利用状況を市へ報告する(⑪～⑫)。

(2) カタログギフト送付の発送管理、問い合わせ対応等

受託事業者が設置するコールセンターにおいて、送付対象者リストを管理し、案内及び商品の発送状況等に関する問い合わせ対応を行う。

3. 効果

住民基本台帳情報を利用し、対象となる世帯に直接個別に案内することにより、対象世帯へ確実な周知が図ることができ、市民サービスの向上につながる。

4. 実施時期

令和4年2月～ 抽出項目追加

令和4年4月～ 対象者を拡大して抽出

5. 想定件数

対象者数 約9,800人(R2年人口動態調査)

第1子は約4,700人、第2子は約3,600人、第3子は約1,200人

第4子以降は約300人

遡及件数 67件

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア PC統合管理システムの端末機を利用し、職員証及びパスワードによる個人認証を行う。

イ コンピューターウイルス対策ソフトウェアが導入されたPC統合管理システムの端末機を利用することにより、常に最新のウイルス定義に更新し、コンピューターウイルス等に感染することを防止する。

(2) 運用上の保護

ア PC統合管理システムの端末機の認証に係るパスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。

- イ 住民課から電子記録媒体（USB メモリ）により提供を受けた住民基本台帳情報については、端末機のハードディスクにパスワードを設定して保存・管理し、閲覧できる職員を限定する。また、当該パスワードは定期的に変更する。
- ウ 提供課からのデータの受領及び委託事業者へのデータの提供に当たっては、データを記録した電子記録媒体（CD-R 等）のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。
- エ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかにデータを消去し、データシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。
- オ 帳票は施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実に速やかに廃棄する。
- カ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

（3）委託先事業者にかかる情報の保護

本事業において、案内の送付やコールセンター業務等外部委託するに際し、情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理業務等の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護について厳格に管理させる。

ア 委託先に対し、データの提供に当たっては、データを記録した電子記録媒体（CD-R 等）のファイルにパスワードを設定した上で、直接手渡しすることを義務付ける。

イ 委託先に提供したデータは、事業終了後、速やかにデータを消去し、データシュレッダー処理などの方法で、記録の内容を復元できない状態にして廃棄することを義務付ける。

■ こべっこウエルカムプレゼント事業の実施について (下線赤字は今回追加する項目)

